

## 一般社団法人人を大切にするビジネスゲーム推進協議会 著作物及びロゴ、名称などの知的財産の使用に関するガイドライン

一般社団法人人を大切にするビジネスゲーム推進協議会（以下、「当協議会」という。）におけるビジネスゲーム、各種プログラム、ならびにテキスト等の著作物及びロゴ、名称、営業・販売資料、研修資料、参考資料など（以下、「著作物等知的財産」という。）は、重要な資産です。当協議会の事前の同意なく、使用することは禁じております。

当協議会の著作物等知的財産を保護し、当協議会のイメージ及び活動を強化していくため本ガイドラインを遵守していただくことをお願い申し上げます。

### 1、本ガイドラインの対象者

- (1) 当協議会のファシリテーター
- (2) 当協議会の認定講師
- (3) 当協議会のビジネスゲーム及び各種プログラム販売会社
- (4) 当協議会のお客様
- (5) 当協議会の著作物等知的財産の使用を希望される方

### 2、事前同意

当協議会の著作物等知的財産は、予め書面で当協議会に権限及び権限の範囲を申請し、当協議会が許諾したものののみが使用、表示、複製、印刷、再配布できます。

当協議会が許諾し、当協議会の著作物等知的財産の全部または一部を使用されることにより、これらの知的財産に関する当協議会の権利を侵害しないこと、ならびに当協議会の著作物等知的財産のいずれもこれを傷ついたり、悪用したり、または評判を落とすようなことを行わないことをお約束いただいたものとみなします。

### 3、禁止事項（次に掲げる行為を含むがこれらに限られない。）

- (1) 当協議会の著作物等知的財産であると誤認される様態での無断使用は、法律で禁じられています。
- (2) 当協議会以外の商品、サービス、プログラム（類似も含む）の説明をするために、当協議会の著作物等知的財産を使用する行為も、お客様における誤認が生じるおそれがあるため行わないでください。
- (3) 当協議会の著作物等知的財産の一部改変、変更、他の著作権、知的財産との結合、動詞的な使用、その他価値を毀損するおそれのある使用は行わないでください。
- (4) 当協議会の著作物等知的財産を自己又は第三者の名をもってホームページ、YouTube、facebook、ブログ等のソーシャルメディア類で掲載、送信しないでください。

### 4、使用及びご紹介いただく際の対応

当協議会の著作物等知的財産の使用及び当協議会、その他活動を紹介する際には、以下の対応をお願いいたします。

- (1) 当協議会の名称は、次のいずれかで記載してください。  
「一般社団法人人を大切にするビジネスゲーム推進協議会」  
「人宝BG」
- (2) 当協議会の著作物等知的財産は、修正、改変することなくご使用、表示、複製、印刷、再配布してください。
- (3) 当協議会名をもって、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞、Webメディア等に出演、掲載されよう

- とする場合は、事前に当協議会にその旨をご連絡ください。
- (4) 当協議会が著作物等知的財産の使用が不適切と判断した場合には、使用や紹介の差し止め、中止を求めます。当協議会から差し止め、中止を求める通知を受け取った場合には、その内容に従い差し止め又は中止の手続を行ってください。

以上